

1. 1 計画の目的・背景

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、土地利用や道路、公園、下水道等の整備、自然環境の保全など、長期的視点に立った望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示すものです。

本市は、平成 17 年（2005 年）3 月に御調町、向島町と、平成 18 年（2006 年）1 月に因島市、瀬戸田町と合併し、市域は大きく拡大しました。

旧尾道市では、平成 11 年（1999 年）3 月に「尾道市都市計画マスタープラン」、旧御調町では、平成 11 年（1999 年）3 月に「御調町都市計画マスタープラン」、旧向島町では、平成 15 年（2003 年）3 月に「向島町都市計画マスタープラン」をそれぞれ策定し、その後、長期間が経過しています。

この間に人口減少、少子高齢化、環境問題の深刻化、災害の頻発化など、本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化してきました。

これらに適切に対応し、市域を広域的に捉えたまちづくりを推進するための都市計画の基本的な方針を定めることを目的として、合併前の地域相互の関係性を踏まえた『尾道市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）』を、平成 30 年（2018 年）3 月に策定しました。

今後は、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するため、都市再生特別措置法が示す「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、令和 8 年（2026 年）策定の「尾道市立地適正化計画」を本計画の一部に位置づけ、まちづくりを推進していきます。

1. 2 計画の役割と位置づけ

1. 計画の役割

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであることから、中長期的な見通しをもって定める必要があります。

本計画は、創意工夫の下に市民の意見を反映させ、あるべき都市像・地域像の実現に向けて、都市計画の方針等をきめ細かくかつ総合的に定めるものであり、以下の役割が期待されます。

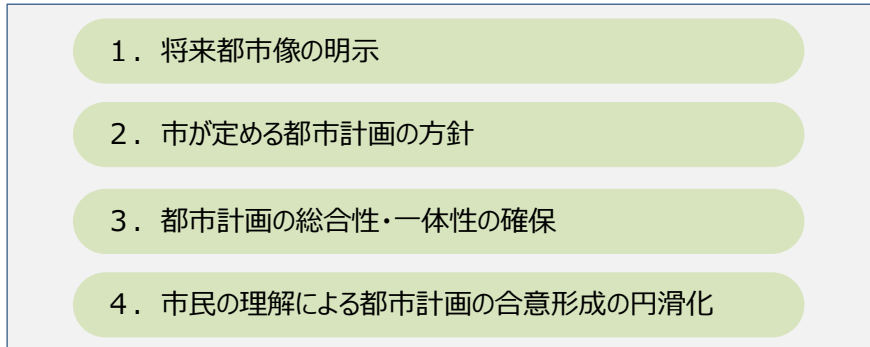


図 本計画の役割

2. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「尾道市総合計画」や広島県が策定する「備後圏域都市計画マスタープラン」に即するとともに、その他分野における関連計画と整合・連携を図り策定するものとします。

また、各種都市計画の決定や変更、都市に関する基本計画を策定する際は、本計画との整合を図りつつ、運用していかねばなりません。

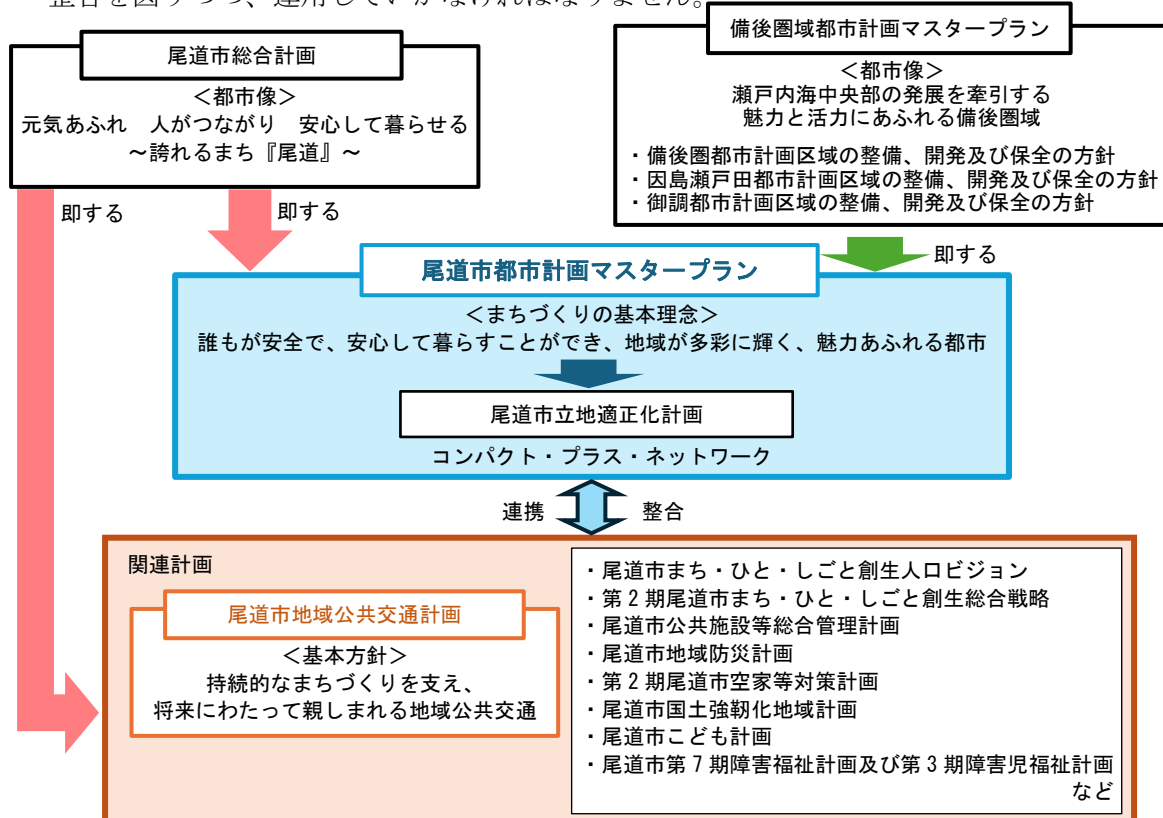


図 本計画と上位・関連計画との関係

1. 3 計画の前提

1. 目標年次

本計画は、基準年次を平成 27 年（2015 年）として、概ね 20 年後の 2035 年の都市の将来を展望し、都市計画の目標・方針等を策定します。

なお、上位・関連計画の見直し、法制度の改正や社会・経済情勢の変化等に応じて、適宜、見直しを行います。

2. 対象区域

本市の都市計画区域は、昭和 48 年（1973 年）3 月 27 日に旧向島町を含め、備後圏都市計画区域として、区域区分が決定されました。その後、旧御調町、旧因島市、旧瀬戸田町との合併に伴い、現在は、備後圏都市計画区域、御調都市計画区域、因島瀬戸田都市計画区域の 3 つの都市計画区域が指定されています。

本計画は、基本的に都市計画区域におけるまちづくりの基本方針を示すものですが、都市計画区域外においても市民の生活環境の保全と自然環境の適正な保全・活用が求められることから、計画対象区域は「本市全域」とします。

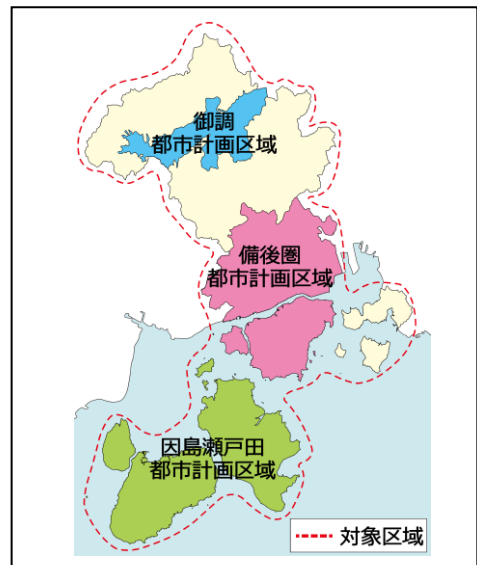


図 本計画の対象区域

表 尾道市の都市計画区域の変遷

年	月	日	本市における都市計画区域の変遷
1927	昭和 2	4 1	都市計画法（旧法）適用指定
1929	4	3 11	尾道都市計画区域の指定
1939	14	4 11	土生都市計画区域の指定
1953	28	5 1	土生都市計画区域を含め、因島都市計画区域を指定
1954	29	5 19	瀬戸田都市計画区域の指定
1968	43	6 15	現行都市計画法の制定
1973	48	3 27	備後圏都市計画区域において、市街化区域と市街化調整区域の区分決定
1982	57	7 5	瀬戸田都市計画区域の変更
1995	平成 7	12 25	御調都市計画区域の指定
2012	24	4 5	備後圏都市計画区域の変更
2014	26	3 24	因島都市計画区域と瀬戸田都市計画区域を統合し、因島瀬戸田都市計画区域を指定

表 現計画の概要

現決定	人口 (人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
備後圏都市計画区域	92,969	7,387	12.59
御調都市計画区域	5,979	2,278	2.62
因島瀬戸田都市計画区域	31,377	7,252	4.33

※平成27年(2015年)時点

※備後圏都市計画区域は尾道市該当区域の値

3. 将来フレーム

尾道市総合計画(平成29年(2017年))では、「産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり」「魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり」「誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり」の3つを基本的方向として掲げ、目標年次である2026年の目標人口を12万5千人と設定しています。

本計画では、尾道市総合計画における目標設定の基本である“バランスのとれた人口構造の土台づくり”という考え方を踏まえ、目標年次における目標人口を11万4千人と設定します。

年齢構成人口別にみると、老年人口は2020年の4.8万人をピークに減少し、目標年次である2035年には、平成27年(2015年)より6千人減少し、4.1万人と想定されています。生産年齢人口は、減少し続け、2035年には5.8万人と想定されています。一方で、年少人口は、2025年に1.4万人となった後、増加に転じ、2035年には1.5万人と想定されています。

目標年次(2035年)の人口: 114,000人

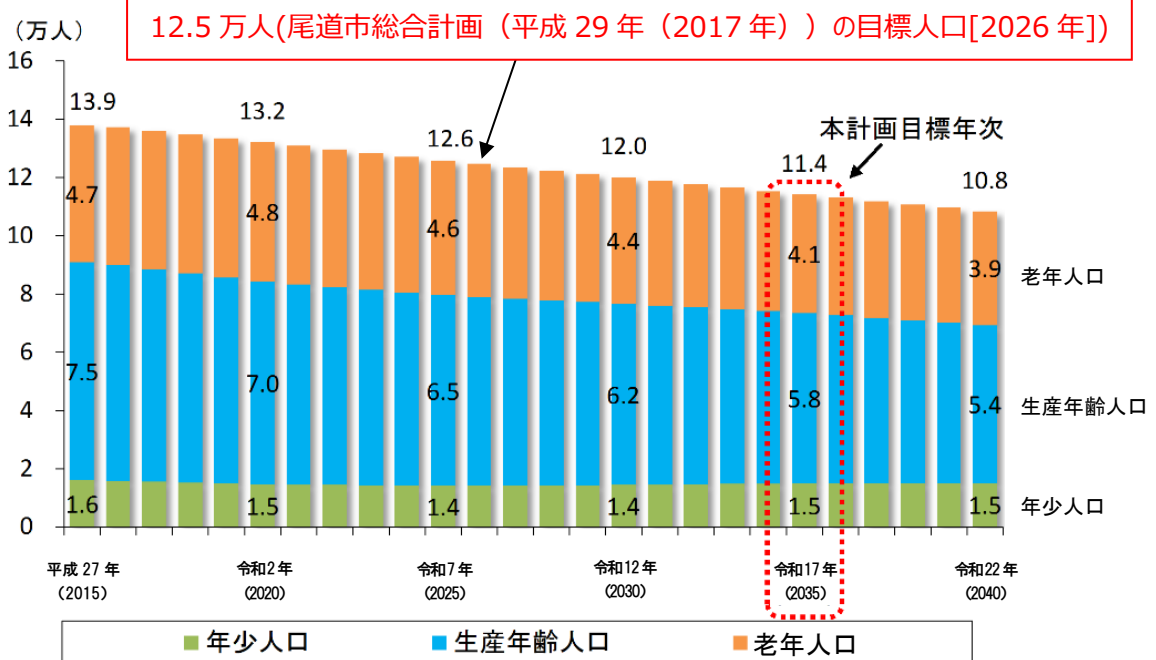


図 将来目標人口

資料: 尾道市総合計画

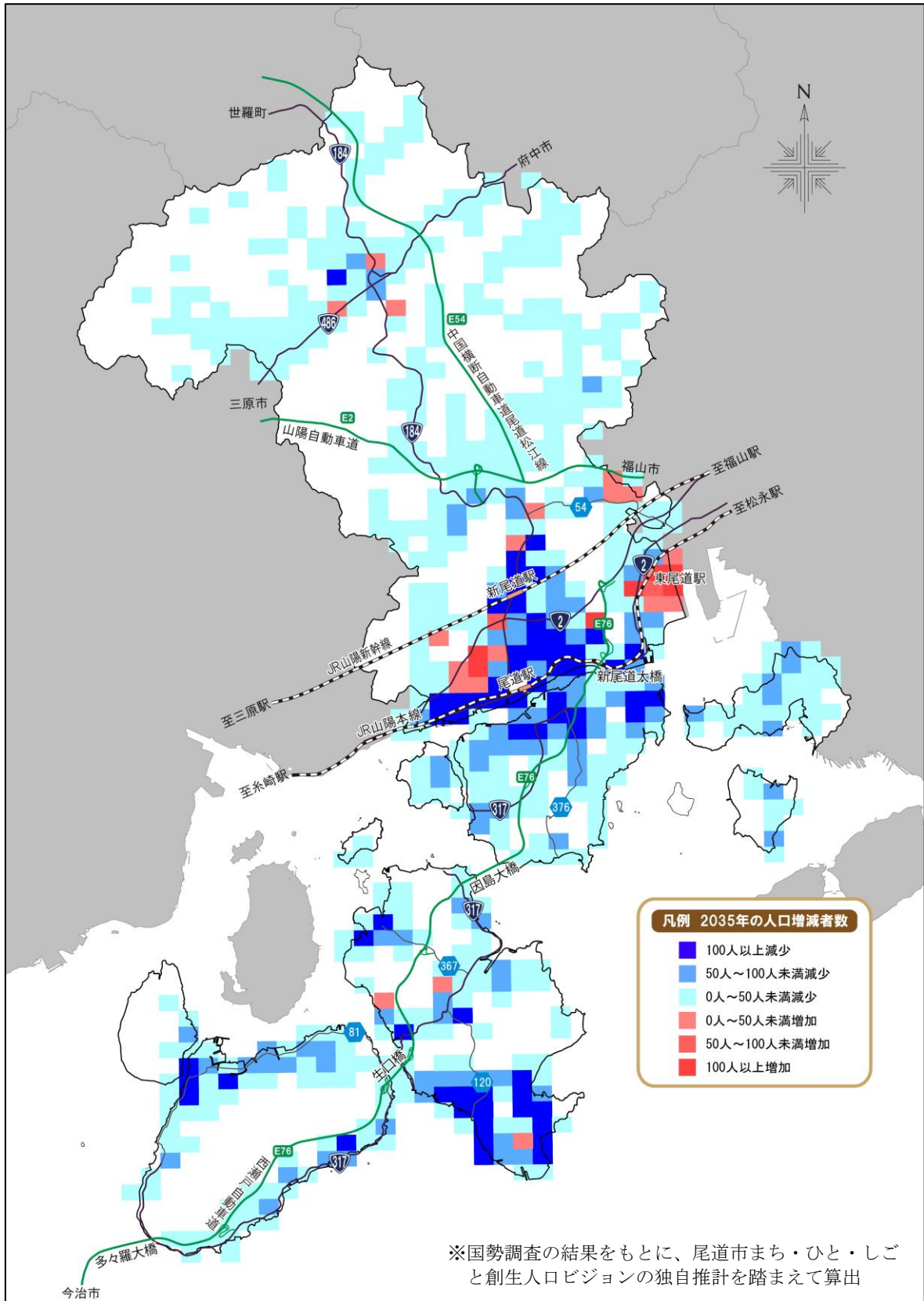


図 平成 27 年（2015 年）と比較した令和 17 年（2035 年）の人口増減予測数

【補足説明】

図中の西瀬戸自動車道及び中国横断自動車道尾道松江線は、一般的に呼称されている瀬戸内しまなみ海道、中国やまなみ街道の正式名称です。本計画では、正式名称で記載しています。